

## 通常総会の電子的な通信並びに記録手段を用いた開催に関する細則

〔 2021年2月8日  
制 定 〕

### (目的)

第1条 この細則は、オープンアクセスリポジトリ推進協会会則（平成28年7月27日制定）（以下「会則」という。）第10条1項の規定に基づく通常総会を、電子的な通信並びに記録手段（以下「電子的手段」という。）を用いて開催し、会員による適正な議決権行使（会員が議案に対する賛否の意志を表明することをいう。）を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (招集)

第2条 会長は、電子的手段を用い、または電子的手段と集合形式とを併用し、通常総会を招集することができる。

2 電子的手段には、オンライン会議システム、オンライン投票システム、電子メール等を含み、会長が、会員が一堂に会する通常総会と同等の十分な審議ができると判断した適切な手段によることができる。

3 会長は、本細則により通常総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 通常総会の開催方法

二 通常総会の開催日時

三 議案及び議案説明

四 通常総会における会員の議決権行使の期間と方法

五 通常総会に出席しない会員が、電子的手段によって事前に議決権を行使することができることとする場合は、その期間と方法

4 会長は、通常総会開催日の2週間前までに、会員に対して、前項の内容を含む通知を発し、通常総会を招集しなければならない。

### (定足数)

第3条 会則第12条は、電子的手段による通常総会において準用する。この場合において、電子的手段による議決権行使も併せて出席とみなすものとする。

2 委任は、議決権の行使を事前に代理人に委ねるものであり、委任状の提出又はオンライン投票システムでの委任の意思表示と記録をもって出席に代えることができる。ただし、代理人には議長のみを指名できるものとする。

(決議)

第4条 通常総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、第3条に規定する出席会員（以下「出席会員」という。）の議決の過半数をもって行う。

2 出席会員が、議決権行使の期間中に複数回の委任又は議決権行使を行った場合は、同期間の最終の議決権の行使をもって確定とする。

3 会長は、通常総会終了後、速やかに会員に決議を通知しなければならない。

4 前項にかかわらず、会長は、計数等議決に時間を要すると判断した場合は、後日、会員に決議を通知することができる。

(議決権行使期間の延長)

第5条 定足数に満たないことにより通常総会が成立しなかった場合は、それまでの議決権行使を有効とし、会長は、委任又は議決権の行使を行わなかった会員に対して、期間を定めて、委任又は議決権行使の記録の提出を促すことができ、その提出結果を、定足数及び第4条の議決に加えるものとする。ただし、延長は1回とし、最大10日とする。

2 会長は、前項期間終了後、議決を行い、会員に決議を通知する。

附 則

この細則は、2021年2月8日から施行する。